総合特別区域の進捗に係る事後評価［グリーン・イノベーション分野］

平成28年度

次世代自動車・スマートエネルギー特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年7月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（1.8＋2.8）／2＝2.3　2.3

ⅰ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	ハイパーエネルギーステーションの整備箇所数	6%	1
2	運輸部門の二酸化炭素の削減量	19%	1
3	スマートコミュニティにおけるスマートホームの戸数	47%	2
4	低炭素型パーソナルモビリティの普及台数	60%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×0＋3×1＋2×1＋1×2）／4＝1.8　1.8

※1）1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2）評価指標2は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　2.8

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（3.3＋3.0＋3.3）／3＝3.2　3.2

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

（事項）
・特定圧縮水素充填施設における輸送用容器や移動式の水素充填施設に対する水素充填規制の緩和
（概要）
・協議結果に基づき高圧ガス保安法関連法の現行の規定で取り組もうとしたところ、国から示された手法では課題を解決することが出来なかったが、市の権限で用途地域の変更を行い、課題の解決を図った。
（規制所管府省（経済産業省）の評価（参考意見））
・特になし。

専門家による評価の平均値　3.3

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　3.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　3.3

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　3.0

・本取り組みは、全国的にスマートコミュニティや次世代モビリティが広がる中、特にレジリエンス強化などクオリティの高い取り組みを目指すものであると見受けられ、導入数という指標では評価しがたいところがあるが、実際の取組みは十分に優れていると評価できる。
・進捗が遅れている各取り組みに関して、遅れの要因分析が不十分であるため、今後の取り組みの実効性が明確でない部分がある。
・水素ステーションの整備等で積極的な特例措置の活用等は評価できる。一方、全国的に普及している水素ステーションやスマートハウスに対して、特区の取り組みがどのような差別化された取り組みであるかを評価書においてよりアピールする必要があると思われる。
・スマートホーム、電気自動車重点インフラ、パーソナルモビリティ等、官民の連携する枠組みが必要と考えられる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.0

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (2.3＋3.2＋3.0×2)／4＝2.9

2.9

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。